

第 1 1	製造所等の変更工事の確認届の範囲
-------	------------------

1. 用語の定義は、次の各号による。

(1) 対象設備

法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準（以下「基準」という。）の適用を受ける製造所等を構成する部分のうち、危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分をいう。

(2) 非対象設備

製造所等において危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分をいう。

2. 運用及び具体的例示

危険物規制審査基準 第5編「製造所等において行われる変更工事の取扱基準」を参照すること。

3. 変更工事の確認届出書の記載要領

変更工事の確認届出書の記載方法は、第2編（P31）を参照すること。

提出部数は、1部提出とすること。

4. 添付図書

(1) 工事範囲を明確にした図（工事部分）

(2) 工事に対する安全対策書を添付すること。（ただし、事業所として工事安全対策書を一括して提出している場合は、このかぎりではない。）